

日本犯罪社会学会 第33回大会プログラム
2006年10月21日(土)・22日(日)
中央大学 多摩キャンパス

第1日 10月21日(土)

10:30-12:20

ラウンドテーブル・ディスカッションA

6号館4階6401号室

薬物依存症者処遇の科学性 ～ドラッグ・コート導入の可能性について～

コーディネータ・司会：石塚 伸一(龍谷大学)

話題提供者：尾田真言(アジア太平洋地域アディクション研究所)

嶋根卓也(順天堂大学大学院/国立精神神経センター)

生駒貴弘(法務省保護局)

平井慎二(独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター)

指定討論者：森村たまき(国士舘大学)

これまで薬物依存症者の治療については、対症療法的な断薬や中毒治療が行なわれるだけで、根幹治療の方法はないと考えられてきた。しかし、ナルコティック・アノニマス(NA)やダルクのような自助グループの実践や治療共同体(TC)構想の紹介によって、新たな回復への道が広がりつつあるといえるだろう。

「薬物との戦争(War on Drug)」を契機に「大量拘禁時代」(Zimring:2005)の始まったアメリカでは、過剰拘禁対策のひとつとして「ドラッグ・コート (Drug Court)」の実験が始まり、いまや「治療的司法(Treatment Justice)」という新たな法学思潮を産み出すにいたった。

本ラウンドでは、ドラッグ・コート構想を日本に導入することが可能か否かを、処遇や治療の効果測定という観点から考えてみたい。

まず、アメリカのドラッグ・コートについて、この間、現地調査や全米ドラッグ・コート会議に参加してこられた尾田会員から紹介していただく。処遇の効果測定の科学性について、EBPの観点から、嶋根会員から報告していただく。その際、アメリカのマトリクス・プログラムの参加者の平均的日常生活についても紹介していただく。

さらに、2004年4月から全国の保護観察所で実施している「簡易尿検査を活用した保護観察処遇」の実施状況について、生駒会員から報告していただき、このプログラムの創始者ともいえる平井医師から、尿検査の意義についてご紹介いただく。

これらの議論を踏まえて、薬物依存症者の刑事司法制度からのダイバートの可能性とその受け皿について話し合いたい。

森村会員には、治療的司法について紹介していただく。

差し当たっての具体的施策としては、①薬物使用についての起訴猶予の活用、②執行猶予付保護観察の特別遵守事項としての薬物プログラムの導入、③仮釈放の早期化とプログラムへの参加の義務化(同意を媒介とすべきか?)、④自治体の更生保護事業法への協力の義務化、そして、⑤自助グループ等の更生保護施設化などの施策が考えられる。

21日(土) 10:30-12:20

ラウンドテーブル・ディスカッション B

6号館 4階 6402号室

我が国の社会内処遇を巡る緊急の諸課題と今後の在り方

コーディネータ・司会：染田 恵(法務省法務総合研究所)

話題提供者：守山 正(拓殖大学)

大場玲子(法務省法務総合研究所)

多久島晶子(法務省保護局)

増井久輝(法務省大臣官房司法法制部)

我が国における犯罪認知件数の増加(2003年以降減少傾向)や社会の耳目をしよう動させるような犯罪の報道を通じ、近時、社会の安全や犯罪現象について、一般市民の関心が高まりを見せ、いわゆる体感治安の低下とも相まって、犯罪者処遇制度の効果への疑問や厳罰化を求める声等が聞かれるようになった。それらを反映する形で、直近の刑法等の改正では総じて重罰化が進められ、裁判所の量刑にも拘禁刑の長期化傾向が見られる。

しかし他方、マーティンソンの処遇否定論以降、犯罪者に対する重罰化と拘禁刑の多用を推進したアメリカでは、刑務所の過剰収容と高いコスト、減少傾向にあるとはいえ依然高い犯罪率に悩まされ続けている。

本企画においては、強靱な保護観察制度の実現を目指した「更生保護のあり方を考える有識者会議」最終報告書(2006.6.27)や刑事施設に収容しないで行う処遇等の在り方などに関する法務大臣の法制審議会に対する諮問(2006.7.26)なども踏まえつつ、まず、①近時動きが激しいイギリスの制度なども踏まえた比較法的観点からの議論(守山氏)、②日本の更生保護制度の現状分析(大場氏)、③最近の社会内処遇強化策の具体例の紹介(多久島氏)、④少年院勤務及び更生保護施設担当経験を通じた継続的処遇及び中間処遇施設の活用の在り方(増井氏)について、それぞれ話題提供を行う。

参加者との議論を経て、犯罪被害者及び一般市民と、改善更生を目指している、あるいは既に社会復帰した犯罪者との「共生」を目指す社会内処遇制度を我が国で構築するための方向性について、今後の議論展開のベースを検討したいと考えている。その際、社会の安全を確保しながら、拘禁処分を可及的に回避しつつ、従来であれば拘禁措置の対象となっていた、再犯危険性のより高い犯罪者を効果的に社会内で処遇するための方策の在り方が問われると考えている。

21日(土) 10:30-12:20

ラウンドテーブル・ディスカッション C

6号館4階6403号室

最近の犯罪について話し合ってみよう 2006 — 三周年記念スペシャル —

コーディネーター・司会：新 恵里(京都産業大学)

このラウンドテーブルは、おなじみ「この1年間にあった犯罪について」自由に、好き勝手に意見を述べあう場です。したがって、あらかじめ用意された報告者や問題提起者はいません。

この1年、さまざまな犯罪があり、報道がなされ、政策が叫ばれました。一般人がこれだけ犯罪や被害について直面し、考えさせられたことは今までになかったように思います。いわんや、犯罪学者のあなたに、何も言いたいことがないとはいわせません！

日頃バンバン自説を発表している方、言いたいことをためすぎてストレスになっている方、どこでモノ申しても相手にしてもらえない?!方、全部ここで広げましょう。

今年は、早いもので三周年。記念スペシャル企画も準備中。多くの方のご参加をお待ちしております。

21日(土) 10:30-12:20

自由報告 A

8号館3階8307号室

司会：谷岡一郎(大阪商業大学)

A 1 厳罰要求の背景にあるもの

津富 宏(静岡県立大学)

わが国の市民が、犯罪に対して刑罰を持って対処すべきだという意見に賛同する傾向は、国際的に見ても高い水準にある。このような市民の意識が、より直接的に刑事政策を左右しつつある現在、その背後にあるものを明らかにすることが本報告の目的である。具体的には、集団の和を重視する集団主義的な社会観と、競争を肯定する個人主義的な社会観が、犯罪者観(性善ないし性悪)を媒介して、厳罰要求を規定しているというモデルを吟味する。

A 2 近代化と犯罪—滋賀県市町村の変容と実態

津島昌寛(龍谷大学)

犯罪は、産業化や都市化とともに、どのようなひろがりを見せているのか。本研究は、高度成長期以降の滋賀県市町村を調査対象として選び、地域社会の変容を、経時的・空間的に追跡して、犯罪発生の変動過程を把握した。分析には、pooled data を用いた。

結果で注目されるのは、産業化の進行にともない、暴力犯罪は減少するのに対して、財産犯罪は増加するという点である。

A 3 情報論から見た犯罪現象と刑事政策

寺戸亮二(法務省横浜保護観察所)

昨年までの大会発表では、およそ1990年以降、我が国はカオスの縁に入ってきている可能性を指摘し、社会問題の対策には従来省みられなかった選択肢も含め、選択肢を豊富にしていくことが重要ではないかと提言した。今回は、犯罪者の社会内処遇の方法について、情報論的な視点も入れながら検討したい。

21日(土) 13:30-17:00

シンポジウム

8号館3階8307号室

格差社会と犯罪研究

コーディネータ・司会：井上真理子(京都女子大学)

津富 宏(静岡県立大学)

指定討論者：内野雅一(毎日新聞社・週刊『エコノミスト』)

格差社会化や社会の二極化が進むといわれる中、犯罪研究は、この事態をどのように犯罪・非行現象と関連付けて理解したらよいのだろうか。社会学的概念(階層、階級、社会的疎外、社会的資本など)や犯罪学的概念(社会解体、社会統制、分化的社会組織、アノミーなど)は、この事態を理解するのにどのように動員したらよいのだろうか。この問いに対する答えを、犯罪研究に異なる立場からかかわる研究者に提示してもらおうというのが企画の趣旨である。

1 基調報告

森田洋司(大阪樟蔭女子大学)

犯罪研究の流れを紐解いてみると、階級・階層、格差、貧困等の諸現象は研究の歩みとともに古いテーマである。しかし、今、なぜ格差社会論なのか。ここでは現代社会の深層の流れを成す「私事化」と責任倫理の個人化の動向を睨みつつ、そこから立ち現れる人々のレリヴェアンスの変容とソーシャル・ボンドの弛緩。これらから増幅される社会的排除と逸脱生成の土壌、ヨーロッパにおけるこれらの問題への対応理念の現状と課題、私事化社会における格差社会論に潜む「個人化-全体化」のダイナミックス等について考えたい

2 教育社会学の立場から

大多和直樹(東京大学)

日本型雇用・日本型ライフコースの変容にともなう社会経済的な格差がみられる。学卒後に正社員とフリーター・ニートに分化する問題である。発表では、フリーター・ニートを巡るマクロな統計(フリーター人口、職種別自殺、職種別犯罪)を示した後、フリーターに関する質的調査(インタビューと座談会)から、若者が自己実現を煽られつつスティグマ化された存在として周辺労働にいそしむ状況について論じる。

3 ホームレスと格差

島 和博(大阪市立大学)

「格差」という一本のリニアな物差しの上に乗らない、あるいはそうした物差しによっては測ることのできない存在としてホームレスはある。それゆえ、ホームレスは従来の格差研究では「うまく」とらえることのできない存在でもあった。もしも、ホームレスという存在を格差研究のうちに位置づけようとするのなら、「格差概念」の根本的な再考が必要であろう。そうした試みの一つとして、たとえば「社会的排除」概念の提唱があるだろう。ホームレスという存在を手がかりにしながら、これまでの格差社会論に対して批判的・自己反省的考察を加えたい。

4 犯罪者処遇と格差

岡田和也(法務省保護局)

近年、犯罪者・非行少年の無職者率の上昇が顕著である。本報告では、刑務所受刑者、少年院在院者、保護観察対象者等に関する統計データ(職業の有無のほか、教育程度、生計状況等)を経年比較することにより、犯罪者処遇における格差の問題を考察したい。あわせて、格差社会是正を目的として政府が取り組んでいる「再チャレンジ支援構想」のうち、法務省における「刑務所出所者等自立更生促進センター構想」の概要を紹介したい。

5 犯罪社会学の立場から

野田陽子(淑徳大学)

現在の格差社会化の1つの特徴は、格差を覆う言説が後退し、かわって格差を顕わにし、その固定化を社会的に自明視するような言説が形成されつつあるところにある。このような言説は、努力の価値に対する評価を低下させ、また現状に対する不満を顕在化させる方向に作用するといっている。報告では、この点に焦点を合わせ、格差社会化が犯罪・非行現象に及ぼす影響を考察する。

第2日 10月22日(日)

10:00-12:20

自由報告B

6号館1階6102号室

司会：佐々木光明(神戸学院大学)

B1 四国における少年補導センターの組織と活動に関する調査研究

松原英世(愛媛大学)

本報告では、四国における少年補導センターの現状を紹介します。少年補導センターは地域活動の組織なので、地域ごとにその実態が異なっていて当然なのですが、実際に調査を行ってみると、四国内、さらには同一県内においてもセンターごとに組織のあり方や活動に多様な差異があることがわかりました。そうした差異を、3つの変数(活動方針、組織形態、地域特性)に注目しながら記述することが、本報告の目的です。

B 2 1980年代以降の中国地方における少年補導センターの組織と活動の変遷

畑 浩人(広島大学)

少年の問題行動への対策強化や学校・警察・地域社会の連携が政策課題にのって久しい。本報告では、1980年代前半の少年非行第3の波以降のような経緯で規律が緩み、現状の再組織化にまで至ったのかを、各地域における警察署レベルの非行統計や少年補導センターの年次活動報告などを整理することにより裏付ける。とくに中国地方のいくつかの地域の事例を取り上げて、なぜ少年補導センターの組織化が遅れていたのかを解明する。

B 3 非行仲間がもたらす影響度の性別間差異：日米大学生の比較検証

○小林恵美子(金沢大学)

Susan F. Sharp(オクラホマ大学)

Harold G. Grasmick(オクラホマ大学)

本報告の目的は、仲間の逸脱行為が自身の行為に及ぼす影響の性別間差異を、日米間で比較する事にある。日本人大学生 442 人とアメリカ人大学生 505 人を対象に、質問紙調査を実施。重回帰分析の結果、その差異は日本人被験者の方が小さいこと。又、その背景には、女性が逸脱行為に感化されるからではなく、男性がそれら行為に動かされないことがあると示唆された。

B 4 高校教育の階層的構造と少年の非行発生 —都道府県別データを手がかりとして—

舞田敏彦(武蔵野大学)

高校教育の階層的構造は、将来展望の喪失や地位不満の創出といった形で、少年の非行発生に影響を及ぼしていると察せられる。この研究は、高校階層構造の形状を異にする都道府県間において、少年非行の発生率がどのように異なるのかを検討する。方法は、都道府県別統計資料の分析による。各県の高校階層構造の強弱を数量化し、その値が、各々の非行発生率とどのような関連にあるのかを追求する。

22日(日) 10:00-12:20

自由報告 C

6号館1階6103号室

司会：土井隆義(筑波大学)

C 1 発達精神病理学から見た非行のリスク・ファクター

—LD、AD/HD スクリーニングテストと ACE 質問紙の結果から—

松浦直己(兵庫教育大学)

A 少年院では少年院生の発達の問題に焦点化した矯正教育を推進しようとしてきた。その背景には、院生の多くに読み書きの問題や不注意・衝動多動性の問題、社会性の問題などが検出され、発達障害を疑われるようなケースが非常に多いことが基盤にある。そこで発達の問題を精査するために、少年院入院時に、LD、AD/HD スクリーニングテストを実施している。結果、LD 疑い=約 6 割、AD/HD 疑い=約 8 割、LD、AD/HD 共に疑い=約 5 割というものであった。一般群との比較では 6 倍から 8 倍リスクが高かった。他の少年院との資料も含めて報告する。

C 2 少年非行と発達障害の関連性についての言説と実践

木村祐子(お茶の水女子大学大学院)

近年、少年非行の問題は、新しい医療的な観点から説明・解釈されはじめている。「学習障害」、「ADHD」などの「発達障害」は、非行のリスクファクターとして捉えられ、専門家の中で研究が蓄積されつつある。実践場面においても、鑑別・処遇・教育のプロセスが見直され成果をあげている。本発表では、このような医療的な解釈や実践がどのような特徴や背景をもち、機能しているのかについて言説と実践のレベルから検証した。

C 3 「少年工」の不良化問題—大正・昭和(戦前)の不良少年研究を中心として—

作田誠一郎(山口大学)

明治期以来、不良少年は社会問題として注目されてきた。特に昭和期に入ると、「少年工」を中心とする不良少年が社会問題として顕在化した。この「少年工」の不良化問題の背景には、昭和恐慌などの社会環境や労働環境の変化、そして激しい就職競争や職業適性検査などの諸要因が指摘される。これらの要因を考察していくなかで、当時の「不良少年」を包括する枠組みとそこに顕現する「不良過程」について明らかにしたい。

C 4 非行少年の社会的支援を考える—BBS 会員と一般学生に対する意識調査から—

○井手口梨恵子(福島大学大学院)

芳賀麻美(福島大学大学院)

生島 浩(福島大学)

近年、非行が被虐待体験や発達障害などとの関連性の中で語られることが多いが、非行少年が特別な存在ではないこと、周囲の支援により立ち直るものであると認識されていることが社会的支援の前提といえるであろう。非行少年に対するボランティアに取り組んでいる BBS 会員と一般大学生との間における非行少年へのイメージ、非行の原因、立ち直りの要因と考えるものを対比することにより、社会的支援のあり方について検討する。

22日(日) 10:00-12:20

自由報告 D

6号館1階 6104号室

司会：大庭絵里(神奈川大学)

D 1 高齢犯罪者の特性及び再犯パターン分析

○太田達也(慶應義塾大学)

小西康弘(警察政策研究センター)

近年、高齢者による犯罪が急増し、対策や処遇が喫緊の課題となっているが、高齢化という社会的背景の説明がなされるだけで、対策の検討に必要な高齢犯罪者の特性や犯因については殆ど研究が行われていない。本報告は、報告者が警察庁警察政策研究センターと共同で実施した高齢犯罪者に関する実態調査研究のうち、高齢犯罪者の特性と再犯パターンの分析結果について報告

するものである。

D 2 Social Bond と Self Control との関係

藤野京子(早稲田大学)

非行抑止に影響を及ぼすものとして、Hirschi(1969)は social bond を、Gottfredson & Hirschi(1990)は self control を提示している。理論統合は有意義であり、この両者の関係が排他的でないことも考えられる。そこで、非行抑止が、①social bond ないし self control のいずれか一方のみで説明できるか、②いずれも影響を及ぼしているとして、双方はどのような関係であるか、について検討する。

D 3 フィンランドにおける性犯罪対策

齋藤 実(神奈川大学)

フィンランドの性犯罪対策は、10年ほど前から始まり、近年一定の成果を出しつつあると言われている。そこで、フィンランドにおける性犯罪対策、特に直近の状況を、報告させていただきたい。また、あわせて、性犯罪被害者の救済策についても、フィンランドで行われている具体的な救済策について、言及させていただければと思う。

D 4 都市型犯罪に対するシチュエーションモデルによるアプローチ —大阪市における事例—

平岡 透(大阪市立大学大学院)

都市型犯罪の典型である「ひったくり」の発生メカニズムは、同じ時間、同じ空間で犯罪者と被害者が交錯している。従来は犯罪加害者側への分析が主流であったが、新たな分析手法として交通工学の交通行動分析と社会学の第三空間論を応用して、犯罪被害者の行動パターンを分類した「シチュエーションモデル」を構築することにより、都市内環境において、犯罪を予測し、防止するモデルをつくれることがわかった。

22日(日) 10:30-12:20

自由報告 E

8号館3階 8307号室

司会：高橋則夫(早稲田大学)

E 1 小学生の日常生活と犯罪被害(5)

—都市における子どもの犯罪および危険体験の被害の暗数と申告・未申告に関わる要因—

○齊藤知範(科学警察研究所)

島田貴仁(科学警察研究所)

井上泰伸(科学警察研究所)

原田 豊(科学警察研究所)

本報告では、2006年に関西の政令指定都市の5つの小学校の児童と保護者を対象に実施した、小学生の暮らしと安全に関する社会調査のデータをもとに、小学生の日常生活と犯罪被害、被害

に対する保護者の不安感や被害防止活動の問題について、その概況を報告するとともに、都市における子どもの犯罪・危険体験の被害の暗数と申告・未申告に関わる要因などの観点から検討を加え、子どもの安全をめぐる問題の一端を明らかにしたい。

E 2 小学生の日常生活と犯罪被害(6) 一世帯の就業形態と保護者の防犯意識

○島田貴仁(科学警察研究所)
齊藤知範(科学警察研究所)
井上泰伸(科学警察研究所)
原田 豊(科学警察研究所)

子どもの安全に対して子ども自身が割ける資源や能力は限られており、保護者や学校など大人の果たす役割は大きい。本報告では、前報に引き続き、2006年春に約2500名の小学生児童とその保護者を対象に実施した社会調査の中から保護者部分の分析概要を報告する。現在広く行われている保護者による通学路立ち番や防犯パトロールについて、世帯の就業状態によって負担感の差が大きいなどの結果が得られた。

E 3 タイ王国における修復的司法の動向

三井英紀(中央大学)

本発表は、2005年4月にタイ・バンコクで開催された「第11回国連犯罪防止・刑事司法会議」において、キティポン(Kittipong Kittayarak)博士により発表された報告を基礎として、同国において近年世界的に注目されている修復的司法がどのように展開されているのかについて、その背景要因や導入過程、及び実務の現状について概観し、今後の課題や展望について検討し考察を加えるものである。

E 4 2006年犯罪被害調査に見る犯罪不安

浜井浩一(龍谷大学)

近時、国勢調査や世論調査の回収率が急激に低下し問題となっている。本発表では、犯罪被害調査実施上の問題点、特に、本年度に実施した調査経験から、調査対象者からのクレームの実態や無回答・回答拒否についての分析、さらに質問紙に対する回答結果に表れたさまざまなレベルの犯罪不安についても、本調査の第一次報告として、主に単純集計の結果を基に報告する。

22日(日) 10:00-12:20

自由報告 F

8号館3階 8308号室

司会：石塚伸一(龍谷大学)

F 1 ドラッグ／ドラッグ使用者から状況／空間へ —変容するドラッグ政策のターゲット—

本田宏治(立命館大学)

ドラッグ問題に取り組む諸外国の思考と実践を論じる際に、米国のドラッグ・コートの欧米を中心として展開するハーム・リダクション政策が参考となる。

そこで本報告では、これら二者間の政策の共通点と相違点を検証する。そして検証のなかで、ドラッグ使用者という個人的身体ではなく、彼らが帰属する「地域」やドラッグが使用される「状況」に対して作動するテクノロジーについて取り上げることにする。

F 2 薬物使用に対する「介入／処遇」上の地域ネットワークに関する考察

平井秀幸(東京大学大学院)

近年、薬物使用に対する介入のあり方として、予防的な介入に加えて、薬物使用に対する事後的な処遇の重要性が指摘されつつある。さらに、そこでの処遇実践の技法として、他機関・他職種による「ネットワーク／連携」が注目されている。本発表においては、薬物使用に対する「介入／処遇」の現場において構成・維持されている「ネットワーク／連携」のあり方を社会学的な観点から分析する。当日は、分析の一端を要約的に紹介したい。

F 3 犯罪者の犯行地域選択の研究

菊池城治(パデュー大学大学院)

今回の報告では、「どういった犯罪者」が「どこ」を犯行のターゲットとしているかを分析する。具体的には、市警察から得た逮捕者のデータと国勢調査等による地域特性変数を分析し、社会解体論や犯罪機械論などに基づいて、どういった地域が犯罪者に狙われやすいかを議論する。誰がどこで犯罪を行っているかを分析することで、どこに犯罪が集中しているかという犯罪ホットスポットに対する理解をさらに深めたい。

F 4 福祉的援助を必要とされて保護観察に付された執行猶予者について

○北口拓哉(法務省さいたま保護観察所)

蛭原正敏(法務省さいたま保護観察所)

山岸由佳(法務省さいたま保護観察所)

大平義信(法務省さいたま保護観察所)

保護観察付き執行猶予とは、本人の生活環境が整わなかったり自力更生が難しいと認められた場合に、その改善更生を助けるために付されるものである。実際に実務を担当していると、実刑も考えられるが保護観察に期待して執行を猶予されたものと、そもそも実刑に付するほどでもないが福祉的な援助が必要とされて保護観察に付されたものがあるように思われる。平成17年度さいたま保護観察所で終了した事例について調査して報告する。

22日(日) 13:20-15:50

ミニ・シンポジウムA

8号館3階8307号室

性犯罪者とその対策

コーディネータ・司会：河合幹雄(桐蔭横浜大学)

報道からみると、2005年はじめ、奈良県での幼女誘拐殺人事件をきっかけに、性犯罪を繰り返す者に注目が集まった。さらに、豊橋で出所間もない男による乳幼児殺人事件が報道されるや、保護観察のあり方も問題にされるようになった。これらを受けて2005年6月以降、法務省から、警察に対して、13歳未満に対する強姦、強制わいせつ等の前歴者の出所情報を提供することが決定され、2005年12月から保護観察中に行方不明になった者に関する情報共有も始まっている。その後、広島と今市での幼女殺害事件が大きく報道され、政府は、子供の安全のための施策を地方自治体に義務付けた。全通学路の安全点検、安全マップの作成、防犯教室、学校安全ボランティア、スクールバスの整備等である。

報道はさておき、本当は、性犯罪者とはどのような人々なのか、彼らに対する対策は、刑事政策的にどのように評価できるのか、まず取り上げる。性犯罪者は他の犯罪者と判別可能なのか、再犯者が本当に多いのか、それら実態を踏まえた上での性犯罪者処遇プログラムに何が期待できるのか、また、その限界はどこか、などである。さらに、一連の動きの背景を、刑事政策の変化としてだけでなく、社会的背景、つまり、犯罪不安、人間関係の変化、地域社会のあり方、政治的観点・・・まで関連させて理解しようと努めたい。そのためには、諸外国の動きについての理解も不可欠である。メーガン法を中心に論じたい。犯罪に対する注目の高まりは世界規模の潮流とみえるところもあるが、日本の置かれている状況は、どう判断すればよいのであろうか。

討論への御参加を歓迎いたします。

1 性犯罪者対策の動き

久保 貴(法務省保護局)

警察、矯正、保護にまたがる性犯罪者に対する新政策として「子供を対象とする暴力的性犯罪等関係受刑者の釈放等に関する情報の提供」及び「性犯罪者処遇プログラム」を取り上げについて、その経緯と狙いについてを論じる。

2 性犯罪者の再犯防止指導矯正教育

橋本牧子(法務省矯正局)

性犯罪者の査認定から、認知行動療法を活用したまで、性犯罪再犯防止プログラムの内容について紹介するとともに、実施にあたっての留意点について述べる。

3 メーガン法の動向と展開事例から

平山真理(白鷗大学)

メーガン法の意義と問題点を詳細に検討し、また、施行後約10年が経過した現段階で同法がどのように展開しているかを考察することを中心に、性犯罪者対策の高まりとその功罪について論じる。

22日(日) 13:20—15:50

ミニ・シンポジウムB

8号館3階8308号室

不良行為少年の補導と非行防止

コーディネーター・司会：服部 朗(愛知学院大学)

指定討論者：富永一法(全国少年補導員協会)

梅澤秀監(都立雪谷高校)

現在、重大な少年事件の取り扱いを中心に少年法制のあり方が論じられている。しかし、不良行為や「軽微な」非行を重大な非行へ発展させないための配慮と対応は、少年法制の生命線である。最近、不良行為少年の街頭補導や継続補導に関する立法提案もなされるようになってきているが、このシンポジウムでは、立法提案そのものを取り上げるのではなく、その前段階に焦点をあてることにしたい。すなわち、政策提言の基礎となるデータとその読み取り方、例えば街頭補導の現状や、不良行為少年の、あるいは彼らをめぐる「問題」をどのように把握するか等を主たるテーマとする。その上で、いかなる政策が少年非行の防止に有効かについて討議したい。

1 少年非行の現状と補導活動の意義

四方 光(警察政策研究センター)

少年非行対策にあつては、重大な少年犯罪への対応も重要であるが、多数の軽微な非行や不良行為への対応も重要である。本発表では、警察統計のほかいくつかの統計と、研究者や実務家の見解を織り交ぜて、現代の少年非行の特質、少年たちにとっての非行の意味を検討することとしたい。その結果を踏まえ、少年非行対策において、警察や少年司法だけでなく、家庭、学校、地域社会が重要であることを論ずることとしたい。

2 補導活動の歴史的分析

横山 実(國學院大学)

補導センターによる補導活動は、1952年の京都市の活動から始まるといわれる。非行の第2のピーク時の1964年には、「少年補導センター運営要綱」が出され、少年補導センターが充実した。第3のピークの前後には、全国少年補導員協議会の設立(1980年)、少年警察協働員の設置(1982年)、改正風営法による少年指導委員制度の発足(1985年)などの動きがあり、それ以降、警察主導の補導活動が充実していった。このような少年補導システムの変遷をふまえて、補導活動の実態を歴史的に分析する。